

令和4年度第5回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和5年1月24日(火) 13時25分から15時35分まで
開催場所 及び出席者	本庁舎 第2会議室 ○審議会委員(湯沢委員、佐藤委員、眞庭委員、居村委員、杉浦委員、高橋委員、石田委員) ○事務局(環境森林課長、環境政策係長、環境政策係員)
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について(諮問) (2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会
審議結果	(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について 議案第30号について、許可相当とする。 議案第31号について、許可相当とする。 議案第32号について、許可相当とする。 議案第33号について、許可相当とする。 議案第34号について、許可相当とする。 議案第35号について、許可相当とする。 議案第36号について、許可相当とする。 議案第37号について、許可相当とする。 議案第38号について、許可相当とする。 (2) 次回の太陽光発電設備設置審議会の日程調整について 令和5年3月29日(水)9時30分から

令和4年度第5回太陽光発電設備設置審議会での意見等

(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等	回答等
1	農業委員会で農地転用の許可が出なかったら、太陽光の事業はどうなるのか。	太陽光の事業はできない。
2	分割事業と見なされる案件には対策が必要ではないか。	国でも分割案件を問題視しており、法律等を改正し規制を強化している。
3	周りに太陽光発電設備があるので、林地の一体開発になるのではないか。	今回の場所は、地域森林計画の対象となっていない。